

大会アピール

改正DV防止法、女性支援法、改正刑法(2023年夏)の施行など、今年はDVや性暴力をはじめ、尊厳を踏みにじられ困難な生き方を強いられている女性たちへの支援策が前進した重要な年となりました。

私たち本シンポジウムの参加者は、これらの法制度をてこに、女性に対する暴力の根絶と被害者支援の充実のために、さらなる大きな社会変革のための行動の必要性を確認し、多様な被害当事者、複合的な困難を抱えた当事者が自分らしく生きるために必要な支援を適切かつ十分に提供できるよう、個々の支援力の向上、強化はもちろんのこと、支援機関や各種の団体の組織としての支援力・チームの力を高め、制度のさらなる改善をめざし、互いに連携し協働することを呼びかけます。

1. DVを根絶し、日本中どの地域に住んでも、DVや虐待被害者に必要な支援が提供される社会を構築するために

- ・DVや虐待の被害当事者が、尊厳や自己決定を取り戻し、回復し、元気に新しい生活ができるようになるためには、初期の緊急避難だけでなく、中長期の住宅や就労、経済、回復支援、子育て支援、そして別居後も続く加害者からの嫌がらせへの対応など継続的、包括的な支援が必要であることを明確に認識し、関係者が手を携え、取り組むことを呼びかけます。また、十分な支援を展開するために、公的機関の支援員、民間の支援者どちらもが、専門職として応分の処遇を保障されるように待遇の改善、人員体制の強化を図るとともに、それらを可能とする財政措置や支援団体への財政支援を求めます。
- ・司法関係者には、DVは殴ることだけではない、ということの意味を十分に理解し、積極的に保護命令を発令し、面前DVの被虐待児童を守るために積極的に介入するよう、求めます。また、医療や心理の専門職の支援への積極的関与と、支援者との連携・協働を進めることを呼びかけます。
- ・デジタルツールやインターネットによって、新しい形のDVや性暴力が深刻化しています。私たちは支援者と事業者や技術者が連携して、被害の防止や技術の支援への有効活用を進めることを呼びかけます。
- ・2年後の家族法改正に伴い、DV・虐待被害者が加害者から離れにくくなり、子の親であることを根拠としたDV・虐待が継続する事態にならないよう、十分な対策や制度改善を求めます。そして、被害者がすべてを捨てて遠くに逃げるしかない状況を変えるためには、DVを許さないという社会意識を醸成する必要があります。私たちは、国会議員をはじめ、社会のすべての人々に、DV加害者に対する処罰を含む加害者対策の強化を正面から議論することを呼びかけます。

2. 性暴力被害者支援を進め、性暴力をなくすための施策のさらなる強化のために

- ・昨今発覚し顕在化しているジャニーズ事件や自衛隊や米軍基地、検察、マスコミ、演劇映画界など様々な分野での性暴力事件や児童性虐待が数多く発生しています。これは、性加害をそそのかし、加害者を許し、被害者をバッシングし、孤立させてきた社会の問題です。2023年の性犯罪関連法の改正などによって、ようやく日本でも不同意の性的行為が犯罪となり、配偶者間の性暴力も犯罪と明記されるなど、大きな前進がありました。しかし、まだまだ課題は山積みです。性暴力を、決して許さないという大きな世論を作るため、支援者・被害当事者が連帯して、継続的に取り組む必要があることをここに確認します。
- ・性暴力被害者支援の体制は、ニーズに対して明らかに不十分でまた、全国でばらつきがあるのが現状です。支援体制の抜本的強化のための対策を求めます。
- ・警察の体制も十分ではありません。警察官の認識や態度に問題があることが多く指摘されています。今般の検察幹部による性暴力加害事件は、人々の信頼をさらに大きく損ないました。私たちは警察を含む司法関係者に対するより深いレベルでのジェンダーと暴力、性暴力などにかかわる研修を全員に徹底することを求め、担当者による二次被害や認識不足による失態を二度と起こさないことを求めます。
- ・また、加害者を生みださず、被害者がためらわずに相談につながるためには、社会の意識改革のための大々的な、かつ継続した丁寧な広報や、子どもや若い世代への教育が重要です。ジェンダーに基づく暴力、性暴力、DVについての教育、科学や人権理念を土台とした性教育の本格的実施を国、自治体、教育関係者及びマスメディアなど様々な立場の人々に呼びかけます。

2024年11月24日

第26回全国シェルターシンポジウム 2024 in 神戸 参加者一同